

(かながわ地域活動ホーム ほのぼの重要事項説明書)

「指定生活介護事業所」重要事項説明書

本重要事項説明書は、当事業所とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第 76 条に基づき、当施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

※本事業所では、利用者に対して障害者総合支援法に定める生活介護サービスを提供します。当サービスの利用は、原則として介護給付費サービスの支給決定を受けた方が対象となります。

◇◆目次◆◇

1. 事業者	2
2. 事業所の概要	2
3. 事業実施地域	2
4. 営業時間と利用定員	3
5. 職員の体制	3
6. 当事業所の施設設備の概要	3
7. 当事業所が提供するサービスと利用料金	3
8. サービスの利用に関する留意事項	6
9. サービス実施の記録について	6
10. 虐待防止について	6
11. 損害賠償保険への加入	7
12. 苦情の受付について	7

社会福祉法人若竹大寿会

かながわ地域活動ホーム ほのぼの

当事業所は生活介護事業所の指定を受けています。

(神奈川県登録 第 1410200412 号)

1. 事業者

名 称	社会福祉法人若竹大寿会
所在地	横浜市神奈川区羽沢町 5 5 0 - 1
電話番号	0 4 5 - 4 9 1 - 2 1 4 1
代表者氏名	理事長 竹田一雄
設立年月	平成元年 3 月 1 6 日

2. 事業所の概要

事業所の種類	指定生活介護事業所・平成 1 9 年 4 月 1 日登録 神奈川県 1410200412 号
事業の目的	社会福祉法人若竹大寿会が開設する、かながわ地域活動ホーム ほのぼのが行う指定生活介護事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関することを定め、事業所の従事者が障害者に対し、適正なサービスを提供することを目的とする。
事業所の名称	かながわ地域活動ホーム ほのぼの
事業所の所在地	神奈川県横浜市神奈川区神大寺 2 - 2 8 - 1 9
電話番号	0 4 5 - 4 9 1 - 2 1 4 1
施設長氏名	施設長 早乙女 双美子
事業所の運営方針について	障害者の日中活動の場を保障し、生活のリズムを整え、健康管理に留意し、個性に合わせたプログラムを用意し、意欲や自己表現力を養えるような創作的文化的活動を行うとともに、地域社会とのつながりを大切にしていけるような体験の機会を設ける。
開設年月日	平成 1 9 年 4 月 1 日
事業所が行なっている他の業務	指定特定相談支援、指定障害児相談支援 横浜市地域活動支援センター事業デイサービス型 生活支援事業（一時ケア、ショートステイ、おもちゃ文庫、余暇活動支援事業） 地域交流事業

3. 事業実施地域

横浜市神奈川区及び周辺区

4. 営業時間と利用定員

営業日	月～金（祝日、12月29日～1月3日、施設が開催する地域交流事業実施日は除く）		
サービス提供時間帯	9時00分～16時00分	利用定員	40名

5. 職員の体制

職 種	雇用区分				職務内容
	常 勤		非常勤		
	専従	兼務	専従	兼務	
管理者		1	—	—	事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、事業所の従事者に対し法令等を遵守させるために必要な指揮命令を行う。
サビ管	2				利用者の個別支援計画を作成、モニタリングの見直しを行う。
支援員	1 0 (10)	2 (1.2)	1 8 (10.7)	3 (0.8)	利用者に対する日常生活上の支援、相談、介護等を行う。
看護師	1 (1.0)		2 (1.1)		利用者の日常生活上の健康管理を行います。
理学療法士			1 (0.2)		日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。
医師				1 (0.1)	利用者の日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行います。

6. 当事業所の施設設備の概要

当事業所の施設設備の概要は以下のとおりです。

日常生活訓練室	2階1室
作業室	3階3室
社会適応訓練室	2階1室
食堂	3階1室
浴室	2階1室
相談室	2階2室

7. 当事業所が提供するサービスと利用料

(1) 「個別支援計画」とサービス内容

当事業所では、下記のサービス内容から「個別支援計画」を定めて、サービスを提供します。「個別支援計画」は、横浜市が決定した生活介護の「支給量」（「受給者証」に記載してあります。）と利用者の意向や心身の状況を踏まえて、具体的なサービス内容や利用者に対するサービス実施日などを記載しています。「個別支援計画」は、利用者や家族に事前に説明し、同意をいただくとともに、利用者の申し出により、いつでも見直すことができます。

＜サービスの区分及びサービス内容＞創作的活動

工芸、手芸、紙すき、お菓子作り、さをり織り、アロマ関係等の他季節の小物、カレンダー作り、等の創作活動を支援します。

②社会適応訓練

パソコンなどの社会適応訓練を実施します。（実施曜日・時間／随時）また、企業からの下請け作業等も依頼があった場合は実施致します。（収入が発生した場合、作業活動手当規程に基づき支給します）。創作活動に必要な材料等も、買い物に行くプログラムを取り入れます。

③機能訓練

ご利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。（実施曜日・時間／個別プログラムにより実施）

④レクリエーション

ゲーム等のレクリエーションの他カラオケ等を実施します。運動については、散歩の他隣の地区センター体育館内での運動をすることがあります。

⑤必要な介助

排泄の介助のほか、活動を行うときに必要な介助を、ご利用者のご希望及び心身等の状況に応じて行います。

⑥音楽療法

音楽療法士の講師の方に来て頂いて、実施します。（月 7 回程度）

⑦医療・福祉・生活等のご相談及び介護方法の指導

ご利用者の医療・福祉・生活等のご相談に応じます。また、ご希望に応じてご家族等に介護技術の指導を行います。（ご利用者の希望の時間を踏まえ、設定します。）

⑧食事の提供及び介助（ただし、食事の提供に要する費用は別途いただきます。）

食事の提供及び食事の介助をいたします。（月～土・12時～13時まで）

⑨入浴

入浴の介助又は清拭などを行います。ご利用者のご希望及びご家庭での入浴が困難なご利用者を優先して、入浴することができます。月曜日、木曜日

⑩外出行事

ご利用者の社会参加を目標に、社会資源の見学等を行います

⑪調理実習

ご希望者に調理実習の機会を提供致します。

⑫送迎

ご利用者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎サービスを行います。時間帯等は別途ご連絡します。

(2) 利用者負担額（契約書第7条参照）

上記サービスの利用に対しては、食費を除き、通常9割が生活介護の給付対象となります。事業者が生活介護給付費を代理受領する場合には、利用者は、利用者負担分としてサービス料金の1割を事業者にお支払いいただきます。

＜利用者負担額の上限等について＞

生活介護給付費の利用者負担額は、自立支援給付費対象のサービス（ホームヘルプサービス、短期入所等）と合算のうえ算出し、横浜市が定める負担上限月額範囲内でお支払いいただきます。このため、これらのサービスの利用状況により、当事業所へお支払いいただく月々の利用者負担額は変わることがあります。

(3) サービス利用にかかる実費負担額（契約書第7条参照）

サービス提供に要する下記の費用は、介護給付費サービス費の支給の対象ではありませんので、実費をいただきます。

- ① 「創作活動」「レクリエーション活動」にかかる材料費などの実費
実費負担

- ② 食事の提供に要する費用：ご契約者に提供する食事の材料及び調理等にかかる費用です。
1食あたり 495円「食材料費相当分」
(低所得者の方は個別にご相談ください。)
(食事の材料及び調理等にかかる費用 計 795円)

- ③ 入浴にかかる光熱水費：入浴に必要な光熱水費です。

1回あたり 400円

- ④ 送迎にかかる費用

事業実施地域以外にお住まいの場合は、別途実費にて移送にかかる費用をいただきます。

- ⑤ その他必要な費用

日中活動をお過ごしいただくうえでご利用者に負担いただくことが適当であるものにかかる必要を負担いただきます。

(4) 利用者負担額及び実費負担額のお支払い方法（契約書第10条参照）

前記(2)及び(3)の料金・費用は、1か月ごとに計算し、利用月の翌々月にご請求しますので、請求書に基づきその月の30日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。(1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用状況に基づいて計算した金額とします。)

ア. ゆうちょ銀行による口座引き落とし

(5) 利用の中止、変更（契約書第11条参照）

- ① 利用予定日の前に、デイサービス計画で定めたサービスの利用を中止又は変更することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者にご連絡ください。
- ② 尚利用予定日の当日午前9時00分までに利用中止の連絡が無い場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但し利用者の急な体調不良等やむをえない場合、取消料はいただきません。

利用予定日の当日午前8時30分までに申し出があった場合	無料
利用予定日の当日8時30分までに申し出がなかった場合	食費の原材料費

- ③ 市町村が決定した「支給量」及び当該サービスの利用状況によっては、サービスを追加することもできます。

- ④ サービス利用の変更・追加は、その日の利用状況により利用者が希望する日及び時間にサービスの提供ができないことがあります。その場合は、他の利用可能日時を利用者に提示するほか、他事業所を紹介するなど必要な調整をいたします。

(6) 実費負担額の変更

実費負担額を変更する場合は、原則としてその2か月前までにご説明します。

8. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス内容の変更

サービス利用当日に、ご利用者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合には、ご利用者の同意を得て、サービス内容の変更を行います。

(2) 受給者証の確認（契約書第4条参照）

「住所」及び「利用者負担額」、「支給量」など「受給者証」の記載内容の変更があった場合はできるだけ速やかに本事業所従事者にお知らせください。また、本事業所従事者より「受給者証」の確認をさせていただく場合には、ご提示くださいますようお願いいたします。 区分

9. サービス利用にあたっての禁止事項について

ご利用者様、ご家族様、関係者等において、カスタマーハラスメントに該当するような次に掲げるいずれかの事由が発生した場合は、やむを得ずサービスを終了する場合があります。

- (1) 従業員に対して行う暴言、暴力、嫌がらせ、誹謗中傷などの迷惑行為。
- (2) パワーハラスメント、セクシャルハラスメントなどの行為。
- (3) サービス利用中に従業員の写真や動画撮影、録音などを無断でSNSなどに掲載すること。

10. サービス実施の記録について

(1) サービス実施記録の確認

本事業所では、サービス提供ごとに、実施日時及び実施したサービス内容などを記録し、利用者にごその内容のご確認をいただきます。内容に、間違いやご意見があればいつでもお申し出ください。なお、個別支援計画及びサービス提供ごとの記録は、サービス提供日より5年間保存します。

(2) ご利用者の記録や情報の管理、開示について（契約書第18条参照）

本事業所では、関係法令に基づいて、ご利用者の記録や情報を適切に管理し、ご利用者の求めに応じてその内容を開示します。（開示に際して必要な複写料などの諸費用は、ご利用者の負担となります。）

なお、支援記録開示請求権利者より支援記録開示請求があった場合には、下記のように取り扱わせていただきますので、ご理解ください。

① 支援記録開示請求についてご利用者の意思表示があった場合は、そのご意思を優先します。

② ご利用者が故人で生前の意思表示が確認できない、またはご利用中であるが意思表示が出来ない場合で、支援記録開示請求権利者が正当な手続きにより支援記録開示請求があった場合には、その請求に応じ開示致します。

なお当法人は、ご家族間の考え方の不一致については、ご家族間で直接解決していただくこと

・横浜市健康福祉局 障害施設サービス課地域施設支援係

住 所：横浜市中区本町 6-50-10 15F

受付時間：祝日・年末年始を除く月曜日～金曜日

8：45～17：15（12時～13時を除く）

連絡先： 電話 671-2416 FAX 671-3566

・かながわ福祉サービス 運営適正化委員会

住 所：横浜市神奈川区反町 3-17-2 神奈川県社会福祉センター内

受付時間：祝日・年末年始を除く月曜日～金曜日 9：00～17：00

連絡先： 電話 311-8861 FAX 312-6302

・第三者委員

小嶋愛斗（弁護士）： 電話 045（263）6165

松島昌子（元民生委員）： 電話 045（481）6215

14. 協力医療機関について

医療を必要とする場合、下記協力医療機関において診療を受けることができます。（但し、下記医療機関での優先的な診療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療を義務づけるものでもありません）

・こがね町すこやかクリニック

診療科：内科、消化器内科、内視鏡内科、糖尿病内科、漢方内科

住 所：横浜市南区西中町 2-31

連絡先： 電話 231-0656

・かえるメンタルクリニック

診療科：精神科、神経科、心療内科

住 所：横浜市港北区新横浜 2-3-9 新横浜金子ビル 1F

連絡先： 電話 470-2252

年 月 日

介護給付費サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

施設長名 早乙女 双美子

説明者名 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、介護給付費サービスの提供開始に同意しました。

ご利用者住所

氏名 印

※この重要事項説明書は、障害者総合支援法の規定に基づき、利用申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。